

大通達甲（警務）第14号
令和7年4月11日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長

警察学校長 殿

各警察署長

警 務 部 長

名札の着用について（通達）

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）第33条の2の規定に基づき着用する名札の取扱いについては、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、「識別カードの着用について」（令和5年3月31日付け大通達甲（警務）第7号）は、廃止する。

記

1 名札の着用目的

名札は、警察庁舎内において、職員の適切な市民応接を図るために着用するものとする。

2 名札の着用基準

(1) 警察庁舎内において着用する場合

職員は、警察庁舎内において、原則として、名札を着用することとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、名札を着用しないことができる。

ア 大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年大分県条例第30号）第2条第1項の被服を着用しているとき。

イ 大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則（平成7年大分県公安委員会規則第3号）第2条の特殊の被服を着用しているとき。

ウ 出勤又は退勤のため庁舎を出入りするとき。

エ 名札を着用することにより業務に支障を来すと認められるとき。

(2) 警察庁舎外において着用する場合

職員は、部外者が参加する各種会議等において身分を明らかにする必要がある場合は、警察庁舎外においても名札を着用するよう努めること。

3 名札の着用方法

名札は、首から提げる方法又は胸部の見やすい位置に固定する方法により着用すること。

4 名札の取扱い

(1) 名札の交付

名札は、新規に採用された職員に対して当該職員が所属する所属の長が交付するものとする。

(2) 名札の保管

名札は、職員が個人保管することとし、保管に当たっては、亡失、毀損等の防止に努めること。

(3) 名札の貸与又は譲渡の禁止

職員は、名札を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(4) 名札の再交付

ア 職員は、名字に変更があったとき、又は名札を紛失し、若しくは損傷したときは、再交付申請書（別記様式）により、所属長に再交付の申請をすること。

イ 再交付申請を受けた所属長は、当該職員に対して名札を再交付すること。

(5) 名札の返納及び廃棄

職員は、退職等により職員としての身分を失ったときは、速やかに所属長に名札を返納すること。この場合において、所属長は、返納された名札を速やかに廃棄すること。

（警務課企画係）

別記様式

再 交 付 申 請 書

年 月 日

所属長 殿

所 属

職 名

氏 名

下記の理由により、名札の再交付を申請します。

記

1 理由